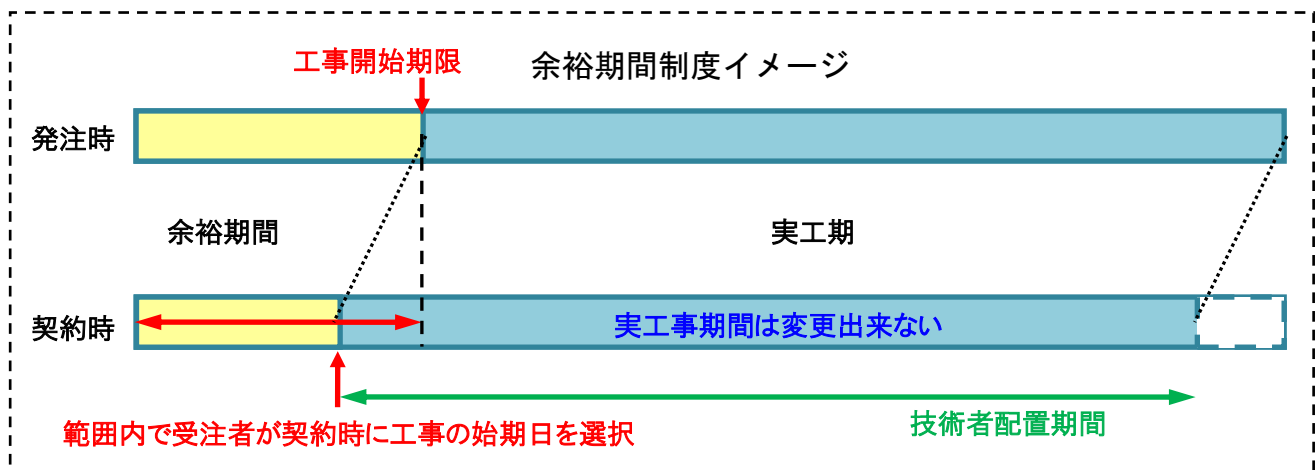


## 新たな余裕期間制度の試行について（概要）

西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）では、受注者が計画する配置予定技術者、建設資材、建設労働者などにおいて円滑な施工体制を確保できるよう、工事の発注において新たな余裕期間制度を試行することといたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 新たな余裕期間制度の概要

- ・ 会社を実施する余裕期間制度は、会社が示した工事開始期限までの間に、受注者が工事の始期日を選択するものです。なお、実工期間は会社が指定するものとし、受注者による変更はできません。



- ・ 対象工事には、入札公告等に制度適用であることを記載します
- ・ 余裕期間中は、現場代理人、主任（監理）技術者の配置は不要です。

### 2. 契約上の留意事項

- ・ 前払金は、支払い対象工事の場合、これまでと同様に保証事業会社との保証契約に係る証書を発注者に寄託することで、工事の始期にかかわらず余裕期間であっても所定の前払金を請求することができます。
- ・ 契約保証の保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとします。
- ・ 余裕期間中は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができますが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等を行うことはできません。

### 3. 適用時期

平成 30 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事において順次試行します。